

はちのへ超帰省クーポンの概要

1 超帰省とは

一般社団法人超帰省協会が提唱する概念で、友人や同僚を連れて地元へ帰省したり、友人等の帰省についていたりすること。友人の地元を自分の地元のように楽しむ体験のこと。

2 目的と事業内容

超帰省した利用者に、八戸市でより多くの体験をすることで八戸市を知っていただき、楽しんでいただくことを目的とし、市外出身の友人や同僚を連れて超帰省した利用者へ市内事業者の優待クーポンをプレゼントするとともに、その体験をした利用者によるSNS等での発信を促進する。なお、クーポンの優待分については、事業の趣旨に賛同いただいた協働事業者の全額負担として実施している。

ア 優待クーポン(電子クーポン)プレゼント

イ 利用者へ超帰省体験の SNS 発信促進

ウ 事業周知及び PR 活動

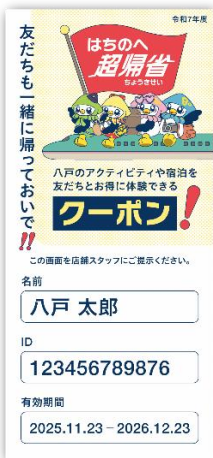
- ・チラシやポスターの掲示(協働事業者、市内公共施設各所、八戸市からの進学率が高い10大学)
- ・1回お試しクーポンおよびチラシ配布(高校・大学・専門学校卒業生、八戸特派大使・八戸市スポーツ大使の名刺裏面への印刷)
- ・広報はちのへでの特集記事掲載
- ・市公式 SNS での情報発信

3 メインターゲット

市外在住の大学生又は24歳以下市外在住の八戸市出身者とその市外出身の友人等
※但し、同行者の中に市外出身かつ市外在住者が1名以上いることが絶対条件であるため、八戸市民かつ全世代で利用可能。

4 クーポン種類と使用方法

電子クーポンがメインとなるが、ターゲット層に直接アプローチすることで更なるPRを図るため、1回限りの紙クーポンを限定的に配布する。

	概要	サンプル
電子クーポン	【使用方法】 電子申請・届出システムより申請。1週間程度で氏名・ID・有効期限が明記された電子クーポンがメールにて届く。 体験したい店舗を事前予約し、体験当日クーポンを提示して使用。 【使用可能回数】 協働事業者1店舗につき1回 ※数量限定クーポンは、同行者も含め年度でひとり様1回限り。	
紙クーポン (1回お試しクーポン)	【使用方法】 申請ではなく限定的に配付する。市内の高校・専門学校・大学を卒業する方へ3月頃に配付するものと八戸特派大使・八戸市スポーツ大使の名刺裏面にクーポンを印刷し配付するものの2通り。 体験したい店舗を事前予約し、体験当日クーポンを提出して使用。 【使用可能回数】 協力事業者のいずれか1回 ※数量限定クーポンは、同行者も含め年度でひとり様1回限り。	

5 電子クーポンの申請条件

以下を満たした場合に電子クーポンを交付する。

【申請者】市出身者または市と何らかの関わりがある市外出身者(＝関係人口)

【同行者】市外出身者かつ市外在住者が1名以上。最大5名まで登録可能。

6 事業期間

【クーポンの交付(申請可能)期間】各年度4月1日～3月31日

【クーポン利用期間】各年度4月1日～翌年度4月14日

※有効期間は申請毎に市で決定する。電子クーポンは申請時に入力する「八戸市へ来る日」から15日間。紙クーポンは各年度3月31日まで。

7 協働事業について

当事業は継続的な事業を目指し、クーポン優待部分は当事業の趣旨に賛同いただいた協働事業者のご負担で実施している。また、随時、協働事業者やクーポン申請者からのご意見をいただき取り入れることで、事業の改善を図っている。

市と協働事業者との役割分担は下表のとおり。

申請者	協働事業者	八戸市
	①優待内容の検討 事業の周知・PR 協力	①事業の周知・PR
②申請 電		③申請受付・クーポン交付 電 ク ④申請者リストの更新・管理 G
⑤クーポン使用 ク	⑥クーポン確認 G ⑦優待サービスの提供	
	⑧使用状況の報告 G	⑨使用状況の確認・集計 G ⑩申請者へのアンケート調査 電

電 電子申請・届出システム…申請の手続きは市で管理しているシステムを使用。

ク はちのへ超帰省クーポン…申請に応じて市で交付。画像形式で「ID・氏名・有効期間」が記載。

G Googleスプレッドシート…市と協働事業者で共有できるGoogleサービスを利用し、申請者情報を管理。